

．産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成11年度実績）

1．産業廃棄物処理施設の設置状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成11年度実績）による〕

1．調査方法

(1) 調査対象機関 47 都道府県、47 保健所設置市

(2) 調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数、産業廃棄物処理業者の許可件数、行政処分等

2．調査結果の概要

平成12年4月1日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数は、全体で16,665施設（前年度16,979施設）となっており、前年度より314施設（前年度比約1.8%）減少している。（表1-1参照）

表1-1 産業廃棄物の処理施設数

区 分	件 数 (平成12年4月1日現在)	平 成 1 1 年 度		
		新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設	13,914 (14,007)	543	48	636
汚泥の脱水施設	6,745 (6,631)	353	26	239
汚泥の乾燥施設(機械)	227 (215)	17	1	5
汚泥の乾燥施設(天日)	89 (85)	5	1	1
汚泥の焼却施設	721 (739)	17	0	35
廃油の油水分離施設	264 (270)	1	0	7
廃油の焼却施設	670 (686)	14	0	30
廃酸・廃アルカリの中和施設	177 (165)	15	11	3
廃プラスチック類の破碎施設	530 (464)	77	4	11
廃プラスチック類の焼却施設	1,874 (2,002)	14	0	142
コンクリート固型化施設	46 (48)	1	0	3
水銀を含む汚泥のばい焼施設	6 (6)	0	0	0
シアン化合物の分解施設	247 (253)	6	0	12
P C B 廃棄物の焼却施設	0 (-)	0	0	0
P C B 廃棄物の分解施設	2 (-)	3	0	1
P C B 廃棄物の洗浄施設	0 (-)	0	0	0
その他の焼却施設	2,316 (2,443)	20	5	147
最終処分場	2,751 (2,972)	26	10	197
遮断型処分場	42 (43)	0	0	1
安定型処分場	1,664 (1,834)	16	8	136
管理型処分場	1,045 (1,095)	10	2	60
合 計	16,665 (16,979)	569	58	833

注) ()内は前年度の調査結果

(1) 中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 13,914 施設となっており、前年度との比較では 93 施設（前年度比 0.7%）の減少となっている。中間処理施設のうち汚泥の脱水施設が 48.5%、その他の焼却施設が 16.6%、廃プラスチック類の焼却施設が 13.5%を占めている。（新規の焼却施設数については、図 1 - 1 のとおり。）

(2) 最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 2,751 施設となっており、前年度との比較では 221 施設の減少となっている。（新規施設数については、図 1 - 2 のとおり。）

(参考) 産業廃棄物処理施設の推移

図 1 - 1 焼却施設の新規施設数

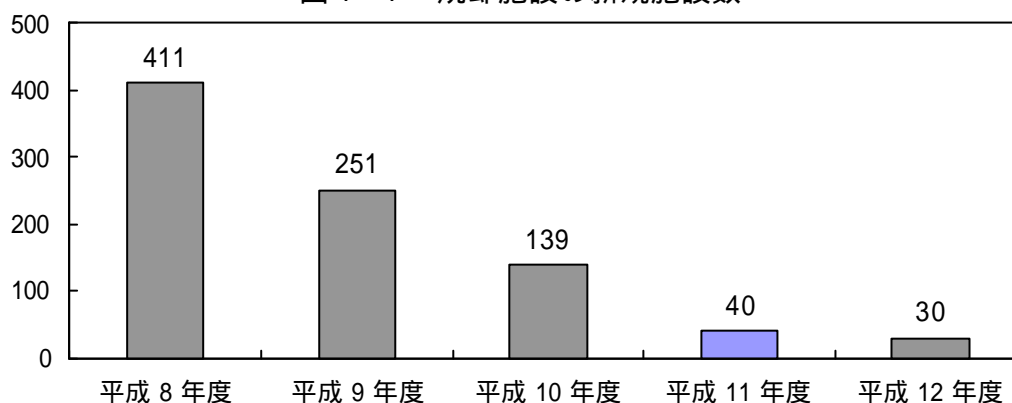
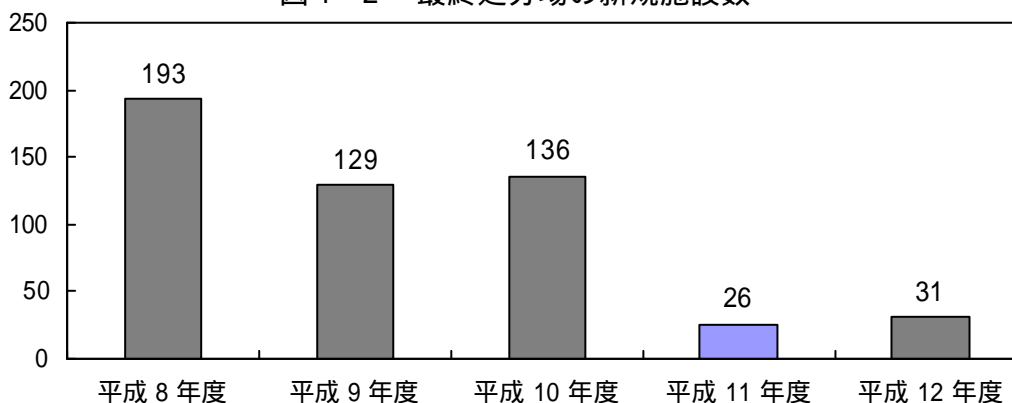


図 1 - 2 最終処分場の新規施設数



注 1 平成 8 年度のデータは、新規施設許可数である。

注 2 平成 9 年度以降のデータは、新規施設数であり、焼却施設については「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も施設数で 1 としているため、平成 11 年度について、表 1 - 1 の数値とは一致しない。

2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成11年度実績）による〕

1. 調査方法

- (1) 調査対象機関 47 都道府県、47 保健所設置市
- (2) 調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数、産業廃棄物処理業者の許可件数、行政処分等

2. 調査結果の概要

(1) 産業廃棄物処理業の許可の状況

平成12年4月1日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より20,442件増加し、163,360件となっている。そのうち、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、16,923件であった。（図2-1、表2-1参照）

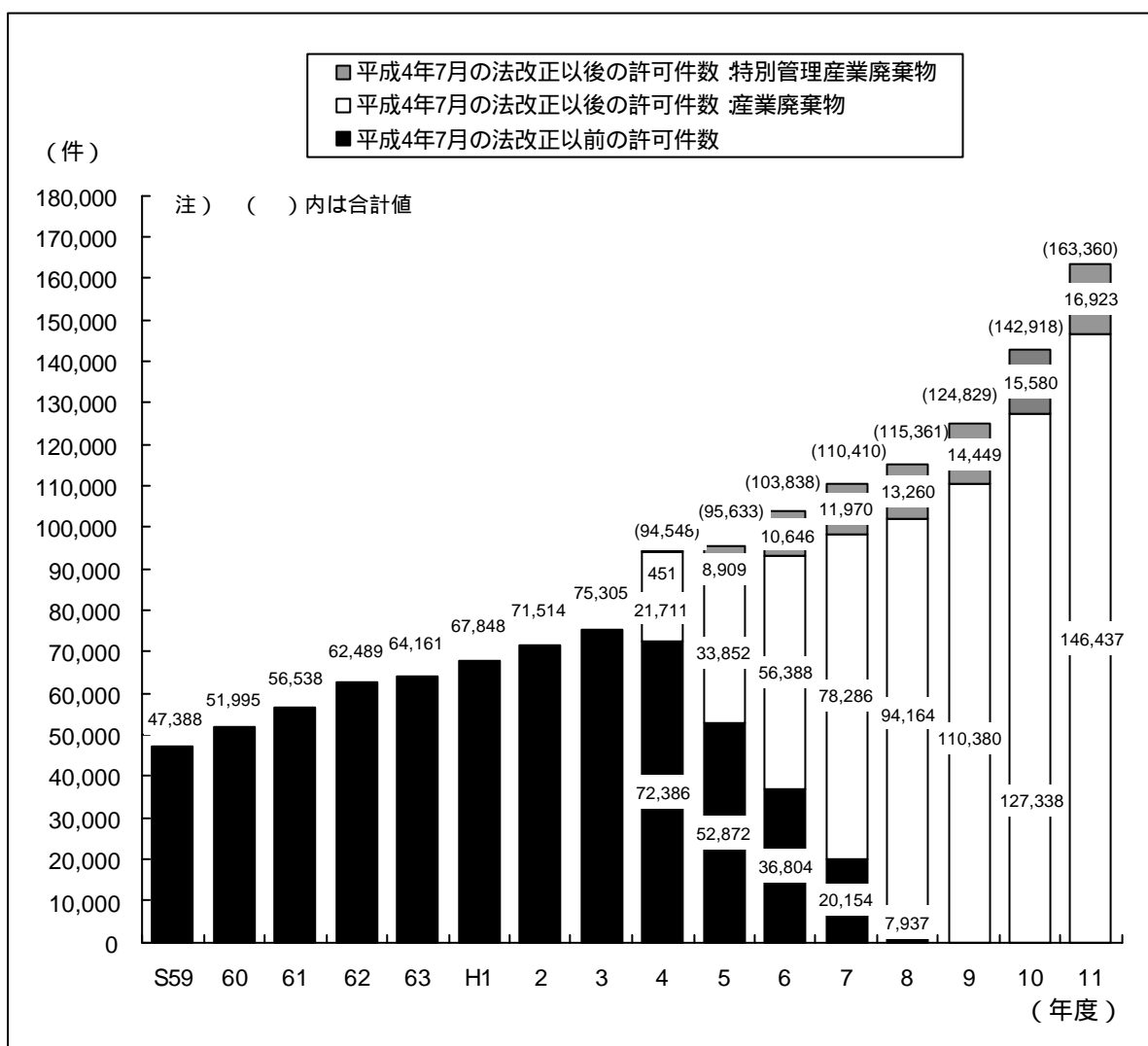


図2-1 許可件数の経年変

表 2 - 1 産業廃棄物処理業の許可件数（平成 12 年 4 月 1 日現在）

許 可 件 数		合 計
産 業 廃 棄 物 処 理 業	特別管理産業廃棄物処理業	
146,437	16,923	163,360

（内 訳）

（ア） 産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 12 年 4 月 1 日現在)	平 成 1 1 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	136,523 (117,823)	21,428 (17,126)	16,732 (14,149)
積替あり	5,390 (4,642)	554 (541)	697 (567)
積替なし	131,133 (113,181)	20,874 (16,585)	16,035 (13,582)
処 分 業	9,914 (9,515)	1,037 (904)	1,394 (1,330)
中間処理のみ	8,166 (7,579)	1,005 (816)	1,123 (988)
最終処分のみ	915 (1,116)	19 (76)	135 (179)
中間・最終	833 (820)	13 (12)	136 (163)
合 計	146,437 (127,338)	22,465 (18,030)	18,126 (15,479)

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 12 年 4 月 1 日現在)	平 成 1 1 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	15,995 (14,628)	1,475 (1,561)	1,223 (6,903)
積替あり	821 (660)	47 (81)	55 (428)
積替なし	15,174 (13,968)	1,428 (1,480)	1,168 (6,475)

処 分 業		928 (952)	36 (43)	65 (572)
	中間処理の み	852 (872)	30 (40)	63 (517)
	最終処分の み	39 (40)	3 (2)	1 (25)
	中間・最終	37 (40)	3 (1)	1 (30)
合 計		16,923 (15,580)	1,511 (1,604)	1,288 (7,475)

注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。

2. ()内は、前年度の調査結果である。

(2) 産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成11年度における産業廃棄物処理業の廃止(全部廃止)の届出件数は合計1,743件であった。

(表2-2参照)

表2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数(平成11年度)

廃止届出件数		合 計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
1,576	167	1,743

(内 訳)

	産 業 廃 棄 物	特別管理産業廃棄物
収 集 運 搬 業	1,394 (1,589)	144 (284)
積替あり	54 (94)	8 (12)
積替なし	1,340 (1,495)	136 (272)
処 分 業	182 (236)	23 (59)

中間処理の み	129 (162)	20 (50)
最終処分の み	45 (57)	1 (5)
中間・最終	8 (17)	2 (4)
合 計	1,576 (1,825)	167 (343)

注) ()内は、前年度の調査結果である。

3. 行政処分等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成11年度実績）による〕

1. 調査方法

- (1) 調査対象機関 47 都道府県、47 保健所設置市
 (2) 調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数、産業廃棄物処理業者の許可件数、行政処分等

2. 調査結果の概要

平成11年度における法第19条の立入検査件数は、111,715件（前年度99,558件）であった。

また、平成11年度における行政処分については、法第14条の3による処分（産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は110件（前年度77件）、法第14条の6による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は15件（同9件）、法第15条の3による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し・改善命令・停止命令）の合計は67件（同41件）、法第19条の3の命令（改善命令）は173件（同118件）、法第19条の4の命令（措置命令）は29件（同44件）であった。（表-1参照）

表3-1 行政処分等の件数（平成11年度）

処分等の内容		件数	
立入検査等	法第18条の報告徴収	28,936 (24,900)	
	法第19条の立入検査	111,715 (99,558)	
	口頭指導	29,903 (26,503)	
	文書指導	4,875 (3,786)	
管理票に関する行政指導	法第12条の5の勧告	0 (0)	
	法第12条の5に係る指導	2,600 (1,756)	
行政処分	法第14条の3による処分 〔産業廃棄物処理業の 許可取消し・停止命令〕	110 (77)	
		取消し	49 (27)
		全部停止	60 (49)
		一部停止	1 (1)
	法第14条の6による処分 〔特別管理産業廃棄物処理業の 許可取消し・停止命令〕	15 (9)	
		取消し	7 (5)
		全部停止	8 (4)
		一部停止	0 (0)
	法第15条の3による処分 〔産業廃棄物処理施設の 許可取消し・改善命令・停止命令〕	67 (41)	
		取消し	0 (2)
改善命令		56 (32)	
停止命令		11 (7)	
法第19条の3の命令（改善命令）	173 (118)		
法第19条の4の命令（措置命令）	29 (44)		

注) ()内は、前年度の調査結果である。

(参考資料)

1. 産業廃棄物の許可施設数の推移

	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度
中間処理施設	9,912	10,440	10,579	11,018	11,226	11,683	11,976	14,625	14,007	13,914
汚泥の脱水施設	5,800	6,109	5,985	6,193	6,250	6,416	6,440	6,653	6,631	6,745
汚泥の乾燥施設(機械)	212	221	205	198	192	208	212	216	215	227
汚泥の乾燥施設(天日)	91	86	72	100	95	97	91	90	85	89
汚泥の焼却施設	537	570	522	514	529	546	569	706	739	721
廃油の油水分離施設	278	280	285	285	287	287	273	278	270	264
廃油の焼却施設	483	527	534	522	535	552	583	670	686	670
廃酸・廃アルカリの中和施設	248	248	234	242	177	180	161	169	165	177
廃プラスチック類の破砕施設	219	244	272	281	301	340	372	418	464	530
廃プラスチック類の焼却施設	1,688	1,804	1,993	2,122	2,170	2,331	2,445	2,575	2,002	1,874
コンクリート固化施設	68	69	63	55	54	51	52	50	48	46
水銀を含む汚泥のばい焼施設	3	2	3	2	5	5	5	6	6	6
シアン化合物の分解施設	285	280	278	286	275	266	245	263	253	247
P C B 廃棄物の焼却施設										0
P C B 廃棄物の分解施設										2
P C B 廃棄物の洗浄施設										0
その他の焼却施設			133	218	356	404	528	2,531	2,443	2,316
最終処分場	2,599	2,530	2,636	2,687	2,720	2,804	2,920	2,951	2,972	2,751
遮断型処分場	39	37	37	37	40	44	44	45	43	42
安定型処分場	1,464	1,490	1,609	1,639	1,676	1,688	1,776	1,805	1,834	1,664
管理型処分場	1,096	1,003	990	1,011	1,004	1,072	1,100	1,101	1,095	1,045
合 計	12,511	12,970	13,215	13,705	13,946	14,487	14,896	17,576	16,979	16,665

2 . 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況 (平成12年4月1日現在)

都道府県	中間処理施設		最終処分場
		うち焼却施設	
北海道	562	272	402
青森県	134	87	40
岩手県	231	74	56
宮城県	258	113	33
秋田県	169	80	32
山形県	216	111	30
福島県	313	154	79
茨城県	544	202	94
栃木県	252	124	18
群馬県	240	87	37
埼玉県	287	214	11
千葉県	539	187	48
東京都	257	62	4
神奈川県	715	239	26
新潟県	519	178	128
富山県	193	45	32
石川県	124	56	27
福井県	130	78	18
山梨県	99	37	4
長野県	196	127	39
岐阜県	336	112	57
静岡県	756	280	218
愛知県	991	362	178
三重県	506	180	42
滋賀県	369	137	50
京都府	177	64	16
大阪府	456	137	17
兵庫県	754	209	79
奈良県	74	60	29
和歌山県	101	40	12
鳥取県	80	27	20
島根県	88	61	33
岡山県	305	126	50
広島県	370	220	125
山口県	277	110	99
徳島県	185	87	25
香川県	138	65	62
愛媛県	401	119	49
高知県	64	46	15
福岡県	449	169	85
佐賀県	147	66	49
長崎県	145	47	34
熊本県	241	100	63
大分県	165	85	48
宮崎県	128	68	64
鹿児島県	199	60	48
沖縄県	34	17	26
全国計	13,914	5,581	2,751

3. 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度
法第18条 報告徴収	11,872	12,140	17,383	7,527	15,647	27,611	24,806	30,915	24,900	28,936
法第19条 立入検査	60,969	56,914	55,499	61,892	68,384	73,033	71,862	86,749	99,558	111,715
旧法第12条第3 項 事業者への命令	5*	9*	3*	-	-	-	-	-	-	-
法第12条の5 勧告	-	-	0	3	1	1	0	0	0	0
法第14条の3 許可の取消 し	18*	2*	3*	15	5	12	8	7	27	49
法第14条の3 停止命令	41*	70*	27*	47	39	81	47	40	50	61
法第14条の6 許可の取消 し	-	-	3	7	3	3	1	2	5	7
法第14条の6 停止命令	-	-	12	24	20	6	6	3	4	8
法第15条の3 許可取消し	-	-	0	0	0	0	0	0	2	0
法第15条の3 改善命令	335*	10*	2*	2	3	4	12	10	32	56
法第15条の3 停止命令	-	-	1*	1	1	7	4	5	7	11
法第19条の3 改善命令	-	-	12	79	34	31	50	68	118	173
法第19条の4 措置命令	8*	8*	73*	12	3	9	13	15	44	29

* 法の改正（平成4年7月4日施行）以前の該当する処分等（平成4年度は改正法上の件数と積算）である。

【平成10年度データの一部修正について】

前回公表した調査結果のうち、一部のデータに修正があり、今回の発表はその修正後のデータを用いている。

．産業廃棄物広域再生利用指定等に関する状況（平成12年度実績）

1．産業廃棄物広域再生利用指定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、広域的に処理することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物について、製造・販売事業者が広域的に回収、再生利用を行う場合、製造・販売事業者の申請により、対象廃棄物と事業者を環境大臣が指定し、環境大臣の指定を受けた者について処理業の許可を不要とする制度が設けられているが、指定産業廃棄物ごとの回収量及び平成12年度末において指定されている指定数は次に示すとおりである。

表 - 1 産業廃棄物広域再生利用指定業者回収量（平成12年度実績）

指定産業廃棄物	回収量 (t)	指定数
廃タイヤ	181,319 (93,394)	2 (2)
石膏ボード	106,843 (82,184)	2 (2)
廃パチンコ台 ^{注1}	23,139 (21,891)	9 (8)
窯業系サイディング	9,425 (2,915)	4 (1)
情報通信機器	5,112 (0)	1 (0)
軽量気泡コンクリート	1,751 (1,174)	4 (4)
工業用研削砥石	1,486 (1,055)	1 (1)
トナーフィルム	198 (171)	1 (1)
ロクカール	181 (240)	5 (3)
ガラスカール	148 (0)	3 (2)
パティクルボード	144 (0)	1 (0)
実験用動物輸送容器	174 (20)	2 (1)
住宅屋根用化粧スレート	115 (0)	2 (1)
ゾライト系けい酸加減	70 (0)	1 (0)
クリーニング用ハンガー	0 (0)	1 (0)
合計	330,106 (203,043)	39 (26)

* 括弧は前年度実績を示す。また、小数点以下四捨五入

^{注1} 廃パチンコ台は20kg/台として換算

2. 産業廃棄物再生利用認定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、生活環境の保全上の支障がなく確実な再生利用を行うことのできる産業廃棄物について、対象産業廃棄物と再生利用の方法を環境大臣が定め、事業者の申請により認定し、処理業の許可及び施設設置の許可を不用とする制度が設けられているが、この認定の実績は次のとおりである。なお、認定の対象として、自動車用廃ゴムタイヤをセメントの原材料としてセメント製造業者が使用する場合、廃プラスチック類を高炉の還元剤として製鉄業者が使用する場合が定められているが、事業者の申請がないため、実績はない。

表 - 2 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成12年度)

再生利用の内容	再生利用量 (m^3)	再生品数量 (m^3)	再生に伴い生じた 廃棄物の数量 (m^3)	認定業者数
シールド工法を用いた掘削工事に伴って生じた汚泥を高規格堤防(スーパー堤防)の築造材として再生利用	30,155 (364,235)	9,782 (134,835)	0 (0)	3 (4)

* 括弧は前年度実績を示す。

(参考資料)

1. 広域再生利用指定業者の指定状況(平成13年12月末現在)

指定年月日	指定対象産業廃棄物	指定を受けた者
平成7年8月22日	廃ゴムタイヤ (自動車用のものに限る)	タイヤメーカー、タイヤ販売業者他
平成9年3月18日	廃パチンコ機及びパチスロ機	九州遊技機商業協同組合及び日本遊技機工業組合 (加盟計122社)及び運送会社11社
平成11年5月11日	使用済みドナーフィルム製品 (廃プラスチック類)	富士写真フィルム株式会社及び運送会社45社
平成11年5月11日	使用済み実験動物輸送容器 (廃プラスチック類)	岐阜プラスチック工業株式会社及び運送会社8社
平成11年5月27日	窯業系サイディング製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	松下電工株式会社他2社及び運送会社23社
平成11年5月27日	住宅屋根用化粧スレート製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	松下電工株式会社他1社及び運送会社23社
平成11年6月18日	廃パチンコ機及びパチスロ機	北海道遊技機商業協同組合(加盟等68社、製造メカ含む) 及び運送会社等6社
平成11年6月18日	廃パチンコ機及びパチスロ機	東北遊技機商業協同組合 (加盟等55社、製造メカ含む)及び運送会社等18社
平成11年6月18日	廃パチンコ機及びパチスロ機	東日本遊技機商業協同組合(加盟等174社、製造メカ含む) 及び運送会社等32社
平成11年6月18日	廃パチンコ機及びパチスロ機	中部遊技機商業協同組合 (加盟等83社、製造メカ含む)及び運送会社等22社
平成11年6月18日	廃パチンコ機及びパチスロ機	関西遊技機商業協同組合 (加盟等120社、製造メカ含む)及び運送会社等15社
平成11年6月18日	廃パチンコ機及びパチスロ機	中国遊技機商業協同組合 (加盟等75社、製造メカ含む)及び運送会社等7社
平成11年6月18日	廃パチンコ機及びパチスロ機	四国遊技機商業協同組合 (加盟等60社、製造メカ含む)及び運送会社等5社
平成11年10月1日	軽量気泡コンクリート製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	住友金属鉱山シボレックス株式会社及び運送会社12社
平成11年10月26日	グラスウール製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	旭ファイバーグラス株式会社及び運送会社4社
平成11年10月26日	グラスウール製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	株式会社マグ他1社及び運送会社5社
平成11年10月26日	ロックウール製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	松下電工株式会社他1社及び運送会社5社
平成12年5月19日	窯業系サイディング製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	ニチハ株式会社及び運送会社16社
平成12年5月19日	ゾルライト系硫酸カルシウム製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	日本インシュレーション株式会社及び運送会社7社
平成12年5月22日	使用済み情報通信機器 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスく ず及び陶磁器くず)	日本電気株式会社他2社及び運送会社等44社
平成12年7月25日	軽量気泡コンクリート製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	旭化成工業株式会社及び運送会社6社
平成12年7月25日	ロックウール製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	日東紡績株式会社及び運送会社32社

平成12年9月22日	窯業系サイディング製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	旭硝子外装建材株式会社他1社及び運送会社 3 社
平成12年10月17日	軽量気泡コンクリート製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	クリオン株式会社他1社及び運送会社12社
平成12年10月30日	廃パチンコ機	タイヨーエレック株式会社他5社及び運送会社等 7 社
平成12年11月6日	住宅屋根用化粧スレート製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	株式会社クボタ及び運送会社28社
平成12年11月6日	窯業系サイディング製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	株式会社クボタ及び運送会社 7 社
平成12年11月6日	パーティクルボード製品の廃材 (木くず)	日本ノボパン工業株式会社及び運送会社26社
平成12年11月6日	石膏ボード製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	吉野石膏株式会社他9社及び運送会社101社
平成12年11月6日	工業用研削砥石の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	株式会社ニートレックス本社及び運送会社 6 社
平成12年12月7日	ロックウール製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	ニチアスセラテック株式会社及び運送会社 5 社
平成12年12月7日	グラスウール製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	日本無機株式会社及び運送会社 9 社
平成12年12月7日	ロックウール製品の廃材	大建工業株式会社及び運送会社 8 社
平成13年1月5日	クリーニング用ハガキ製品の廃材	マルノ産業株式会社他439社及び運送会社42社
平成13年1月5日	ロックウール製品の廃材	川鉄ロックファイバー株式会社及び運送会社 1 社
平成13年6月8日	使用済み実験動物輸送容器 (廃プラスチック類)	三甲株式会社及び運送会社9社
平成13年6月22日	グラスウール製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	パナソニック硝子株式会社及び運送会社9社
平成13年10月4日	工業用研削砥石の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	外ノト株式会社及び運送会社等 6 者
平成13年11月2日	石膏ボード製品の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	チヨダウーテ株式会社及び運送会社72社
平成13年12月18日	工業用研削砥石の廃材 (ガラスくず及び陶磁器くず)	株式会社川崎カネニリミテ [®] 及び運送会社12社

2. 再生利用認定業者の認定状況(平成13年12月末現在)

	認定番号	認定年月日	認定を受けた者
平成12年	第1号	H12.5.19	清水建設株式会社(清水・鹿島特定建設工事共同企業体)
	第2号	H12.12.19	東亜建設工業株式会社
平成13年	第1号	H13.7.13	鹿島建設株式会社(鹿島・飛島・西松特定建設工事共同企業体)
	第2号	H13.8.28	東亜建設工業株式会社

*なお、認定を受けた事業は終了しているが、平成10年3件、平成11年1件の実績がある。